

平成25年7月31日
総務省四国行政評価支局
(局長：安原英樹)

「国の庁舎における利用者の安全及び利便の確保に関する行政 評価・監視」の結果の公表

－安全・便利な庁舎は行政サービスの基本－

四国行政評価支局では、平成25年4月から7月にかけて、高知行政評価事務所を動員し、香川県内及び高知県内の国の庁舎のうち、合同庁舎・総合庁舎、税務署、公共職業安定所など利用者が多いとみられる15機関42庁舎を対象に、バリアフリー対策、受動喫煙防止対策及び防災対策の実施状況について調査しました。

調査の結果、①点字ブロックが適切に設置されておらず、危険な例、②玄関横に灰皿を置いているなど、受動喫煙防止対策が不十分な例、③消防計画が作成されておらず、消防訓練等も実施されていない例等、全ての庁舎において改善を要する事例がみられました。

この調査結果を踏まえ、平成25年7月30日、関係行政機関に対し必要な改善措置を講ずるよう通知しました。

(注)行政評価・監視には、総務省行政評価局が企画する「全国計画調査」と、出先機関が地域の行政上の問題点を取り上げ、行政運営の改善を図るため、独自に企画する「地域計画調査」があり、本行政評価・監視は後者の調査です。

【本件照会先】

四国行政評価支局 第1評価監視官室
担当：澤田、長谷
電話：087-831-9206
FAX：087-831-4232

行政評価・監視結果のポイント

背景

- 国の庁舎については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年施行、いわゆる「バリアフリー法」）により、施設のバリアフリー化が求められているところ
「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成20年策定、バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）では、国の庁舎について、窓口までの経路、障害者や高齢者等に対応した便所（オストメイト対応）、駐車スペースの整備の推進を明記
- 受動喫煙防止対策に関しては、健康増進法により、庁舎を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努める必要
また、近年、受動喫煙の健康への影響に対する関心の高まり
- 防災対策に関しては、消防法により、一定規模以上の庁舎については、消防計画を作成し、避難訓練等の実施が必要。また、消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく対象区域に所在するものについては、消防計画に、津波からの避難に関する事項等を定める必要あり。災害発生時には適切な対応が求められる

調査の概要

【主な調査事項】

- 1 バリアフリー対策の実施状況
- 2 受動喫煙防止対策の実施状況
- 3 防災対策の実施状況

【調査対象庁舎】

香川県内及び高知県内に所在する国の庁舎のうち、利用者が多いとみられる庁舎を中心に、15機関42庁舎を選定・調査

- ・合同庁舎・総合庁舎（注）18【香川8、高知10】
- ・単独庁舎24【香川18、高知6】

税務署、公共職業安定所、労働基準監督署、法務局の支局など

（注）合同庁舎：複数省庁が入居する庁舎

総合庁舎：同一省庁の複数部局が入居する庁舎

※意見聴取団体：香川県身体障害者団体連合会、香川県視覚障害者福祉センター等

【調査実施期間】 平成25年4月～同年7月

- ※香川県内の庁舎は四国行政評価支局が調査
- 高知県内の庁舎は高知行政評価事務所が調査

通知事項

- 1 バリアフリー対策の適切な実施、施設設備の整備の促進
- 2 受動喫煙防止対策の適切な実施
- 3 防災対策の適切な実施

通知先：以下の15機関

【四国行政評価支局から通知】8機関

高松法務局、高松高等検察庁、四国財務局、坂出税関支署、高松国税局、香川労働局、四国地方整備局、四国運輸局

【高知行政評価事務所から通知】7機関

高知地方法務局、高知地方検察庁、高知財務事務所、高知労働局、中国四国農政局高知地域センター、高知運輸支局、高知海上保安部

※合同庁舎・総合庁舎については管理官署に通知

1 バリアフリー対策の実施状況

調査結果の概要

調査対象42庁舎(香川26、高知16)の全てにおいて対策が必要

【制度の概要】

- ・ 国の庁舎については、バリアフリー法により、不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の新築庁舎は、建築物移動等円滑化基準(以下「円滑化基準」という。)への適合義務あり。既存の庁舎等は、庁舎の出入口、階段、トイレ、敷地内通路等の修繕・模様替を行う場合等に基準に適合するよう努める必要
- ・ 施設の利用者に対しては、高齢者・障害者等の移動等円滑化のため、施設の整備状況に関する必要な情報(バリアフリー情報)を適切に提供することが必要(バリアフリー法第3条に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」平成23年3月31日告示)

「円滑化基準」の主な内容は次のとおり

- ① 道等から庁舎の案内所又は点字案内板等までの経路のうち、1経路以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路(以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)とすること 例:点字ブロックの敷設等が必要
- ② i)道等から利用居室(注)まで、ii)利用居室から車いす使用者トイレまで、及びiii)車いす使用者用駐車場から利用居室までの経路について、それぞれ1経路以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「移動等円滑化経路」という。)とすること
例:階段への手すりの設置、スロープを設置する場合には一定の勾配以下とすること等が必要
(注)「利用居室」とは、不特定かつ多数の者が利用する居室(国の庁舎の場合、受付窓口がある事務室等を想定)
- ③ このほか、廊下、階段、敷地内通路、駐車場、トイレ等について、それぞれ円滑化基準を設定

【主な調査結果】

1 視覚障害者移動等円滑化経路の確保(22庁舎※、25事例) ※項目ごとの実庁舎数。以下2～4も同じ

- 点字ブロックの組み合わせや誘導先等が適切でないもの 11事例(香川3、高知8)【写真P6】
- 点字ブロックが浮いており、通行者がつまずき転倒するおそれがあるもの 1事例(香川1)【写真P6】
- 点字ブロックの上に障害物が置かれているもの 6事例(香川5、高知1)【写真P7】
- 経路の全部又は一部に点字ブロックが敷設されていないもの 5事例(香川3、高知2) 等

2 移動等円滑化経路の確保(4庁舎、4事例)

- 経路上にある門扉用レールの溝が深く、車いすの通行が困難となっているもの 1事例(香川)【写真P8】
- スロープが急勾配となっているもの 1事例(香川)
- 経路上に自転車等が駐輪しており、通行の障害となっているもの 1事例(香川) 等

3 バリアフリー施設・設備の整備(38庁舎、84事例)

廊下 ■ 階段の上端に近接する廊下部分には、視覚障害者に対し段差の存在を警告するため、点状ブロック等を敷設する必要があるが、これが敷設されていないもの 6事例(香川5、高知1)

階段 ■ 階段には、手すりの設置、踏面端部とその周囲の部分との明度差等の確保が必要であるが、手すりがない上、明度差等が小さいもの(屋内) (注)明度差とは、色の明るさの差 1事例(香川)
■ 階段に手すりがないもの、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さいもの 9事例(香川2、高知7) 等

トイレ ■ トイレを設ける場合には、オストメイト用設備(注)を設ける必要があるが、これがないもの 32事例(香川22、高知10)
■ 車いす使用者用トイレに設置されている「呼び出しボタン」が故障し作動しないもの 1事例(香川) 等
(注)人工肛門造設者等が使用する水洗器具

敷地内 ■ 玄関入口の階段に、手すりがない上、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さく、つまずきの原因となる段鼻の突き通路 出しがあるもの 3事例(香川)【写真P9】
(屋外) ■ 階段やスロープに手すりがないもの、踏面端部とその周囲の部分に明度差等がない又は小さいもの 16事例(香川9、高知7)

駐車場 ■ 車いす使用者用駐車場の幅は350cm以上とする必要があるが、この幅が確保されていないもの 2事例(香川)
■ 車いす使用者用駐車場の位置を示す標識が設置されていないもの、路面表示が消えかけているもの 7事例(香川6、高知1) 等

4 移動等円滑化のための施設の整備状況等に関する情報提供(34庁舎、34事例)

■ 庁舎のバリアフリー情報(注)がインターネットホームページで提供されていないもの 32事例(香川20、高知12) 等
(注) 車いす使用者用駐車場、車いす使用者用トイレ、スロープなどの整備状況

通知事項

関係行政機関は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化を一層推進するとともに、利用者の安全及び利便の向上を確保する観点から、下部機関を含め、また、必要に応じて他の行政機関と連携し、次の措置を講ずる必要あり

- 既存のバリアフリー関連施設・設備のうち、高齢者、障害者等の安全又は円滑な利用に支障が生じているものについては、必要な改善措置を講ずること。
また、庁舎の円滑化基準適合状況について点検を実施し、円滑化基準に適合していない施設・設備については、所要の措置を講ずること。
- 庁舎のバリアフリー情報について、インターネットホームページ等により適切に周知を図ること。

2 受動喫煙防止対策の実施状況

調査結果の概要

調査対象42庁舎のうち、10庁舎(24%)が受動喫煙対策不十分

【制度の概要】

- ・ 官公庁施設、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙の防止のための必要な措置を講ずるよう努める必要(健康増進法第25条)
- ・ 官公庁や医療機関においては全面禁煙が望ましく、全面禁煙が極めて困難な場合においては、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことなど、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要(平成22年厚生労働省健康局長通知)
- ・ 受動喫煙には、施設の出入口付近に設けられた喫煙場所から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされることも含むため、喫煙場所を施設の出入口から極力離すなど、必要な措置を講ずるよう努める必要(平成22年厚生労働省生活習慣病対策室長事務連絡)

【調査結果】(10庁舎(実数):香川7、高知3)

- 庁舎出入口付近に灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられているもの 9庁舎(香川6、高知3)【写真P10】
- 高齢者、障害者等が利用している屋外スロープの途中に喫煙場所が設けられているもの 1庁舎(香川)【写真P10】
- 庁舎内に喫煙場所を設けているが、間仕切りや排気装置がないなど、非喫煙場所へのたばこの煙の流出防止措置が講じられていないもの 1庁舎(高知)

(参考) 調査対象42庁舎のうち、施設内全面禁煙は25庁舎(60%)、施設内分煙は17庁舎(40%)

通知事項

関係行政機関は、受動喫煙防止対策を推進する観点から、下部機関を含め、受動喫煙防止対策の実施状況を点検するとともに、次の措置を講ずる必要あり

- 庁舎出入口付近等に灰皿を置き喫煙場所としているものについては、喫煙場所を受動喫煙のおそれのない場所に移動すること。
- 庁舎内の喫煙場所においてたばこの煙の流出防止措置を講じていないものについては、適切な受動喫煙防止対策を実施すること。

3 防災対策の実施状況

調査結果の概要

調査対象42庁舎のうち、8庁舎(19%)が防災対策不十分

【制度の概要】

- ・ 消防法では、収容人員が50人以上となる国の庁舎は、防火管理者を選任し、消防計画の作成、同計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施義務
- ・ 消防計画の作成を要する庁舎のうち、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(地震防災特措法)に基づく対象区域に所在するものは、消防計画に、津波からの円滑な避難の確保等に関する事項(以下「対策計画」という。)を定める必要

(参考) 調査対象42庁舎のうち、消防計画の作成義務があるものは25庁舎(香川17、高知8)、このうち対策計画を定める必要があるものは7庁舎(香川3、高知4)

【調査結果】(8庁舎(実数):香川5、高知3)

- 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれているもの 1庁舎(香川)【写真P11】
- 防火管理者を選任しておらず、消防計画、消防訓練も作成、実施していないもの 1庁舎(香川)
- 消防計画で定めている消防訓練等を実施していないもの 5庁舎(香川2、高知3)
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないもの 2庁舎(香川1、高知1)
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないもの 1庁舎(香川)

通知事項

関係行政機関は、災害発生時における施設利用者の安全対策を推進する観点から、下部機関を含め、防災対策の実施状況を点検するとともに、次の措置を講ずる必要あり

- 防火管理者を選任していないものについては、速やかに防火管理者を選任し、消防計画の作成など防火管理上必要な措置を行うこと
- 消防訓練等を実施していないものについては、消防計画に沿って消防訓練等を的確に実施すること
- 防火戸付近に閉鎖障害となる物品が置かれているものについては、消防計画に沿って避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理を適切に実施すること
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波避難等に関する事項を定めていないものについては、当該事項に関する規定を整備すること
- 消防計画に対策計画で定めることとされている津波からの避難場所を具体的に定めていないものについては、予想される津波高等を考慮して安全な避難場所を具体的に定めること

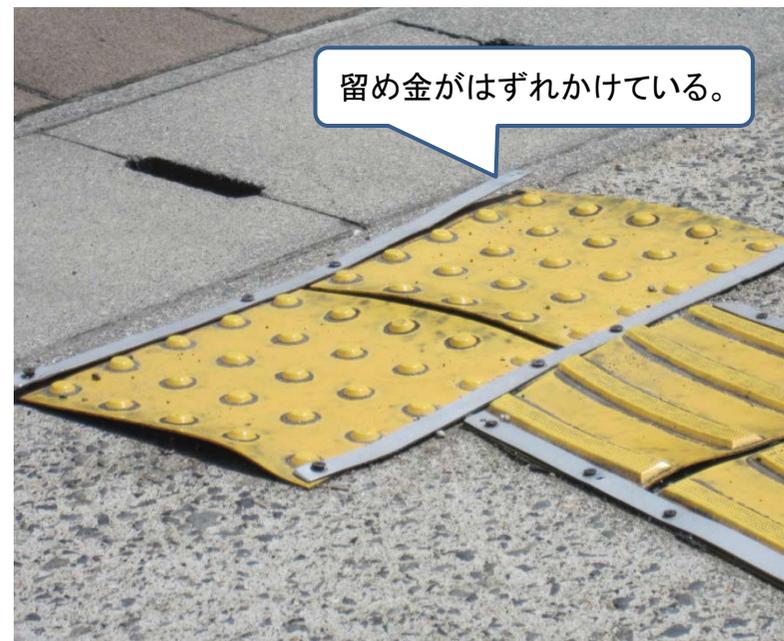
【資料】 香川県内における主な事例

1 バリアフリー対策の実施状況 一点字ブロックが適切に敷設されていない例ー

① 線状ブロック(誘導)と点状ブロック(警告)を逆に敷設している。



② 点字ブロックが浮き上がり、留め金もはずれかけており、歩行者等がつまずくおそれがある。



本来は「警告用の点状ブロック」を敷設すべきドアの手前や車路際に、「誘導用の線状ブロック」を敷設している。

一点字ブロック上に障害物が置かれている例ー

- ① 点字ブロックの上にホワイトボードが置かれ、視覚障害者の通行の障害になっている。



- ② ドアの前後に敷設された点字ブロックの上に、玄関マットが敷かれている。



一経路上に門扉用レールがあり、車いすの通行が困難となっている例一

車いす用スロープと車いす用駐車場との間に門扉用レールがあるため、車いすの前輪がレールの溝に落ち込み通行できない。



— 玄関前の階段に手すりがなく、踏面端部に明度差等もない例 —

※「明度差」とは、色の明るさの差



手すりがなく、高齢者、障害者等の上り下りに不便

階段の端部と踏面の色が同一のため、視覚障害者等が段を容易に識別できない

段鼻が突き出しているため、つまずきの原因となる

2 受動喫煙防止対策の実施状況

－玄関横に灰皿を設置しているなど、受動喫煙防止対策が不十分な例－

- ① 玄関横に灰皿を置き、喫煙場所になっている例
(庁舎内への煙の流入防止や玄関を通行する者への配慮が必要)



- ② 車いす用スロープの途中に灰皿を置き、喫煙場所になっている例
(スロープを通行する者への配慮が必要)



3 防災対策の実施状況

－防火戸の前に閉鎖障害となる物品が置かれている例－



調査対象庁舎別の事例一覧【高知県内】 16庁舎

庁舎区分	調査対象機関	庁舎 (管理官署等)	バリアフリー対策													16/16		受動喫煙対策 (健康増進法) 3/16		防災対策 (消防法) 3/16			計		
			①視覚障害者移動等円滑化経路			②移動等円滑化経路			③バリアフリー関連施設・設備							④情報提供	玄関前喫煙所	庁舎内喫煙所	消防計画		消防訓練	避難通路			
			点字ブロック等 (令第21条)	傾斜路 (令第18条)	エレベーター (令第18条)	敷地内通路 (令第18条)	廊下等 (令第11条)	階段 (令第12条)	傾斜路 (令第13条)	便所 (令第14条)	敷地内通路 (令第16条)	駐車場 (令第17条等)	幅員 (令第19条)	案内板 (令第20条)	ホームページ (基本方針)	対策計画			対策計画	対策計画					
合同庁舎	中国四国農政局高知地域センター	高知地方合同庁舎 (高知地域センター)	○					○		○					○	○	○							8	
	高知財務事務所	高知よさこい県都合同庁舎 (高知財務事務所)						○							○									2	
	高知海上保安部	高知港湾合同庁舎 (高知海上保安部)	○○												○	○	○							6	
	高知労働局	須崎地方合同庁舎 (須崎公共職業安定所)						○		○○	○				○									5	
	高松国税局	須崎第2地方合同庁舎 (須崎税務署)	○												○									2	
	高知地方方法務局	土佐山田地方合同庁舎 (高知地方方法務局香美支局)	○						○		○					○	○								5
		安芸地方合同庁舎 (高知地方方法務局安芸支局)							○		○					○									3
	中村地方合同庁舎 (高知地方方法務局四万十支局)	○						○			○○				○	○								6	
総合庁舎	高知地方検察庁	高知法務総合庁舎 (高知地方検察庁)													○									1	
	高知労働局	高知労働総合庁舎 (高知労働局)	○					○		○					○									5	
単独庁舎	高知地方方法務局	高知地方方法務局いの支局	○○							○	○				○									5	
	高松国税局	南国税務署									○	○												2	
		伊野税務署	○								○														2
	高知労働局	高知公共職業安定所													○						○	○			3
		いの公共職業安定所	○												○										3
高知運輸支局	高知運輸支局大津庁舎	○				○				○				○							○	○		6	
計			12	0	0	0	1	7	0	11	7	1	0	0	2	14	3	1	0	1	3	1	0	64	

(注) 1.()書きは、バリアフリー法施行令等の該当条文等
2.「○」は事例数に応じて記載